

監査基準委員会報告書第28号「監査リスク」の一部改正について

平成 年 月 日  
日本公認会計士協会

監査基準委員会報告書第28号「監査リスク」を次のように改正する。

改正案	現行
<p>監査基準委員会報告書第28号</p> <p style="text-align: center;">監査リスク</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月31日 改正 平成18年3月30日 最終改正 平成 年 月 日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第9項略)</p> <p>10. 監査人は、重要な虚偽の表示を看過しないようにするが、財務諸表全体にとって重要でない虚偽の表示を発見する責任を負うものではない。監査人は、発見した未訂正の虚偽の表示による影響が、個別に又は集計して、財務諸表全体にとって重要であるかどうかを評価する。監査人が考慮する監査上の重要性と監査リスクの間には、相関関係がある。</p> <p>監査人は、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在するかどうかを評価する際に、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを考慮する。</p> <p>(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク</p> <p>監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクを検討する。このリスクは、財務諸表全般に広くかかわりがあると同時に、財務諸表項目レベルにおける経営者の主張の多くに潜在的に影響を及ぼす。</p> <p>当該リスクは、多くの場合、企業の統制環境（経済の衰退といった他の要素に関連するリスクもある。）に関連し、特定の経営者の主張に必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、このような財務諸表全体レベルのリスクは、例えば、経営者が内部統制を無視することにより、様々な経営者の主張において重要な虚偽表示のリスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示のリスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。</p> <p>監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに対し、全般的な対応として、重要な分野を担当する監査チームのメンバーの経験や能力の検討、補助者の増員、専門家の配置、適切な監督の実施、適切な監査時間の確保、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するか否かの検討等を実施する。</p>	<p>監査基準委員会報告書第28号</p> <p style="text-align: center;">監査リスク</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月31日 改正 平成18年3月30日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第9項略)</p> <p>10. 監査人は、重要な虚偽の表示を看過しないようにするが、財務諸表全体にとって重要でない虚偽の表示を発見する責任を負うものではない。監査人は、発見した未訂正の虚偽の表示による影響が、個別に又は集計して、財務諸表全体にとって重要であるかどうかを評価する。監査人が考慮する監査上の重要性と監査リスクの間には、相関関係がある。</p> <p>監査人は、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在するかどうかを評価する際に、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを考慮する。</p> <p>(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク</p> <p>監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクを検討する。このリスクは、財務諸表全般に広くかかわりがあると同時に、財務諸表項目レベルにおける経営者の主張の多くに潜在的に影響を及ぼす。</p> <p>当該リスクは、多くの場合、企業の統制環境（経済の衰退といった他の要素に関連するリスクもある。）に関連し、特定の経営者の主張に必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、このような財務諸表全体レベルのリスクは、例えば、経営者が内部統制を無視することにより、様々な経営者の主張において重要な虚偽表示のリスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示のリスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。</p> <p>監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに対し、全般的な対応として、重要な分野を担当する監査チームのメンバーの経験や能力の検討、補助者の増員、専門家の配置、適切な監督の実施、適切な監査時間の確保、継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在するか否かの検討等を実施する。</p>

改正案	現行
<p>(2) 財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク</p> <p>監査人は、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに重要な虚偽表示のリスクを検討することにより、実施するリスク対応手続、その実施の時期及び範囲を決定する。</p> <p>監査人は、リスク対応手続を立案するため、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することが求められる。この評価は、客観的な測定というものではなく、監査人の判断に基づくものである。</p> <p>重要な虚偽表示のリスクの評価において、内部統制が有効に運用されていると想定した場合には、監査人は、当該評価を裏付けるために運用評価手続を実施する。</p> <p>監査人は、運用評価手続の実施結果が当初想定していた内部統制の運用状況の有効性を裏付けるものでない場合は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正する必要がある。また、監査人は、運用評価手続の結果、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正した場合、改めて実証手続の修正の必要性を検討する。さらに、実証手続の結果によって財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクの修正が必要になることもある。</p> <p>監査人は、監査完了時に財務諸表全体についての監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で意見表明ができるように、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに十分かつ適切な監査証拠を得るようにする。</p> <p>(以降略)</p>	<p>(2) 財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク</p> <p>監査人は、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに重要な虚偽表示のリスクを検討することにより、実施するリスク対応手続、その実施の時期及び範囲を決定する。</p> <p>監査人は、リスク対応手続を立案するため、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することが求められる。この評価は、客観的な測定というものではなく、監査人の判断に基づくものである。</p> <p>重要な虚偽表示のリスクの評価において、内部統制が有効に運用されていると想定した場合には、監査人は、当該評価を裏付けるために運用評価手続を実施する。</p> <p>監査人は、運用評価手続の実施結果が当初想定していた内部統制の運用状況の有効性を裏付けるものでない場合は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正する必要がある。また、監査人は、運用評価手続の結果、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正した場合、改めて実証手続の修正の必要性を検討する。さらに、実証手続の結果によって財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクの修正が必要になることもある。</p> <p>監査人は、監査完了時に財務諸表全体についての監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で意見表明ができるように、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに十分かつ適切な監査証拠を得るようにする。</p> <p>(以降略)</p>

発効及び適用

「監査基準委員会報告書第28号「監査リスク」の改正について」(平成 年 月 日)は、平成 年 月 日以後に終了する事業年度に係る監査から適用する。

以 上